第１１次豊田市交通安全計画（概要）

1　第１１次豊田市交通安全計画の位置づけ

交通安全対策基本法（第 26 条）に基づき、国・県の計画を上位計画として、豊田市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を５年ごとに定めるもの。

（国）第１１次交通安全基本計画
〔令和３年３月〕

(県)第１１次愛知県交通安全計画
〔令和３年７月〕

【国・県の計画と整合】

第１１次豊田市交通安全計画
〔令和３年 12 月〕

計画期間：
令和３年度～令和７年度

上位計画

第８次豊田市総合計画　〔平成２９年３月〕
前期（平成 29 年度~令和 2 年度）後期（令和 3 年度~令和 6 年度）

関連計画

- 豊田市交通事故多発地点対策計画〔R３.12〕R３~R７
- 豊田市幹線道路網整備計画〔H29.4〕H29~R６
- とよた快適自転車プラン〔R２.12〕R２~R６
- 豊田市公共交通基本計画〔H28.3〕H28~R７
- 豊田市交通まちづくりビジョン 2040〔H28.3〕

2　第 10 次豊田市交通安全計画の評価及び豊田市の交通事故の現状と課題

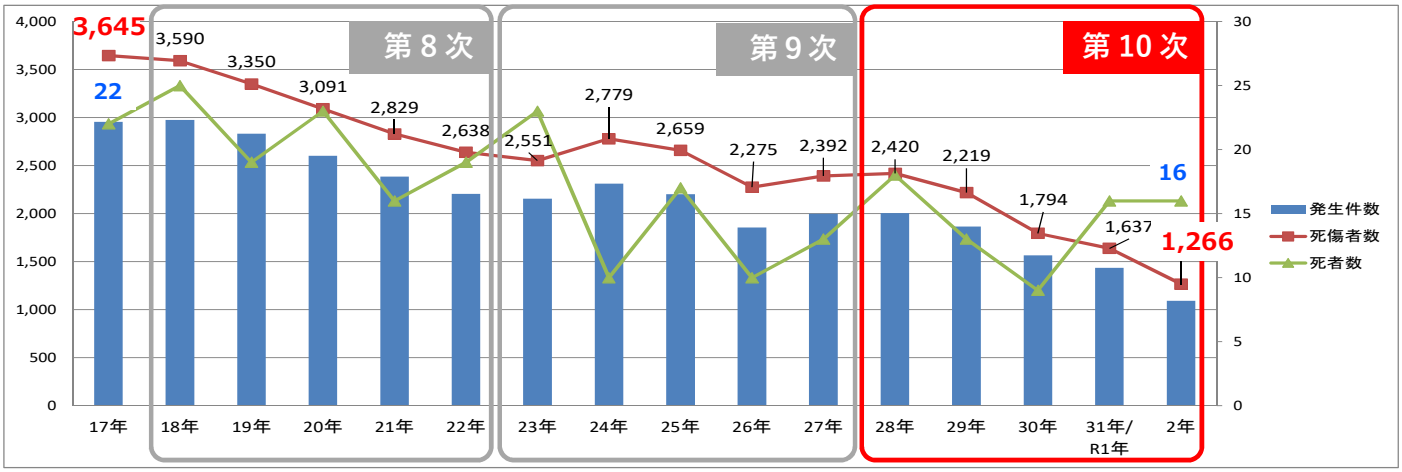

○全体の評価

交通事故死傷者数は、平成 17 年の 3,645 人をピークに増減を繰り返しながら、減少傾向で推移している。

第 10 次交通安全計画（平成 28 年度～令和２年度）では、目標を「交通事故死傷者数を 1,700 人以下とする(基準年：平成 27 年の 2,392 人から△28.9%)」と設定した。計画期間中は減少傾向が見られ、前倒しで**目標を達成することができた（令和２年 1,266 人）が、死者数については、減少にはつながらなかった。**

○現状と課題

・高齢者

前計画期間中の死者数に占める高齢者の割合は 51.4%(72 人中 37 人)で、高齢者の人口構成比約 23.９％（令和２年 10 月１日時点）の２倍以上となっており、安心して外出・移動できる対策や意識向上の取組が必要。

・歩行者（子ども）

前計画期間中の交通手段別死者数に占める歩行者の割合は 37.5%(72 人中 27 人)と最多で、横断歩道においては歩行者優先であることを含め、ドライバーの歩行者保護意識だけでなく、歩行者、特に子どもと高齢者の交通ルール遵守や安全確認の徹底などの意識の向上を図る必要がある。

・自転車、二輪車

自転車の交通事故死傷者数は減少傾向（平成 27 年＜基準年＞の 277 人⇒令和２年の 188 人）であるものの、全体の死傷者数を占める割合が高くなっており、自転車通行空間の整備だけでなく、自転車安全利用講習会の開催や各種啓発の取組を通じて、自転車利用者、ドライバーに対する交通ルール周知が必要である。

また近年、二輪車による死亡事故が一定数発生していることから、警察、近隣自治体などと協力して、運転者の安全意識の向上につながる取組実施の必要がある。

3　基本構想

【基本理念】「交通事故ゼロの豊田市を目指して」（第 10 次：交通事故のない社会を目指して）

交通事故がいかに社会的・経済的に大きな損失をもたらすかを勘案し、交通事故のない豊田市をミライのフツーととらえ、これからの交通環境や社会情勢を的確に捉えた交通安全対策について取り組んでいく。

【目　　標】令和７年までに「交通事故死傷者数を 1,000 人以下とする」（第 10 次：1,700 人以下）

（基準年：令和２年の 1,266 人から△21.0%※愛知県の 24 時間死者数及び重症者数合計の減少率を参照）

（参考）国…24 時間死者数：２，０００人以下（30 日以内死者数：２，４００人以下）
（IRTAD30 か国で「10 万人あたり 30 日以内死者数」が最も少なくなる割合 1.96 を目指す）
重傷者数：２２，０００人以下**（新）**
県…24 時間死者数：１２５人以下（第 10 次目標 155 人から△20%）
重傷者数：６００人以下**（新）**（令和２年754人から△20.7%）

4　交通安全対策を考える視点　―　重大事故を防ぐための対策の必要性

交通安全対策を考える８つの視点

①高齢者及び子どもの安全確保
②歩行者、自転車利用者及び二輪車運転者の安全対策
③生活道路における安全確保
④先端技術の活用推進
⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
⑥地域主体の交通安全対策の推進
⑦交差点等における対策の推進
⑧交通安全教育の推進

講じようとする対策３つの柱

Ⅰ道路交通環境の整備
Ⅱ交通安全思想の普及徹底
Ⅲ先端技術の活用及び調査研究の充実

5　講じようとする主な施策（下線部は新規掲載事業　◎は豊田市独自）

①道路交通環境の整備（３４事業）※第 10 次 29 事業

○生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
・地域の交通課題に対応する道路や主要道路等における歩道等の整備
・ゾーン３０整備をはじめ、ハンプや狭さく等の物理的な速度抑制装置の設置、◎**押しボタン式横断者明示標識の導入**など生活道路整備に係る安全・安心な歩行空間の確保
・ゾーン３０と併せた**キッズゾーンの整備**や通学路における安全確保など子どもを事故から守る対策の推進

○幹線道路における交通安全対策の推進
・事故データやビッグデータを活用した交通事故多発地点の対策
・幹線道路整備に伴うアクセス機能の強化や交通安全の確保を図る

○自転車利用環境の総合的整備
・自転車通行空間整備事業、駅周辺の駐輪場の整備など自転車交通環境整備

②交通安全思想の普及徹底（３５事業〈再掲２事業〉**）**※第 10 次 27 事業

○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
◎交通安全学習センターにおける段階的で体系的な交通安全教育の実施
◎高齢者運転技術講習会など高齢者を事故から守るための教育の推進
◎**とまってくれてありがとう運動**や**歩行者保護モデルカー活動**を始めとした、**歩行者保護の徹底**
・**自転車安全利用講習会の開催**、**自転車乗車用ヘルメットの購入補助による着用の促進**、**自転車条例の制定に伴う自転車保険の加入促進**
・山間部を中心に、関係機関等と連携した**二輪車運転者に向けた安全利用推進の強化**

③先端技術の活用及び調査研究の充実（５事業〈再掲１事業〉**）**※第 10 次６事業

・産官学が連携して、◎**スマートポール等新たな技術の実装に向けた実証の推進**
・ビッグデータ、**ドライブレコーダーデータ**、◎**ヒヤリハットデータを活用した交通事故対策**の実施